

税理士が知っておきたい医療業界のいま

西岡秀樹税理士・行政書士事務所 所長
一般社団法人医療経営研鑽会 会長 西岡秀樹



ユーザーネーム: hide_nishioka

主な著書



「医療専門」や「医療に強い」等とうたう 税理士が増えている

Googleで「医療 専門 税理士」というキーワードで検索した結果

平成27年 7月17日時点 約514,000件

令和 3年 6月16日時点 約9,960,000件 たった6年間で19倍！！

Googleで「医業 専門 税理士」というキーワードで検索した結果

平成27年 7月17日時点 約78,400件

令和 3年 6月16日時点 約1,320,000件 たった6年間で16倍！！

Googleで「飲食 専門 税理士」というキーワードで検索した結果

平成27年 7月17日時点 約497,000件

令和 3年 6月16日時点 約5,280,000件 6年間で10倍

Googleで「相続 専門 税理士」というキーワードで検索した結果

平成27年 7月17日時点 約543,000件

令和 3年 6月16日時点 約9,750,000件 6年間で17倍

税理士登録数（日本税理士会連合会ウェブサイトより）

平成27年 6月末時点 74,946名

令和 3年 5月末時点 79,280名

医療機関数（2015年・2019年医療施設（動態）調査より）

	病院	一般診療所	歯科診療所
平成27年10月1日時点	8,480	100,995	68,737
令和 1年10月1日時点	8,300	102,616	68,500

「医療専門」や「医療に強い」等とうたう税理士に対して



ドクターの
とらえ方

病医院の経営全般についてある
程度詳しいと思っている



税理士の
とらえ方

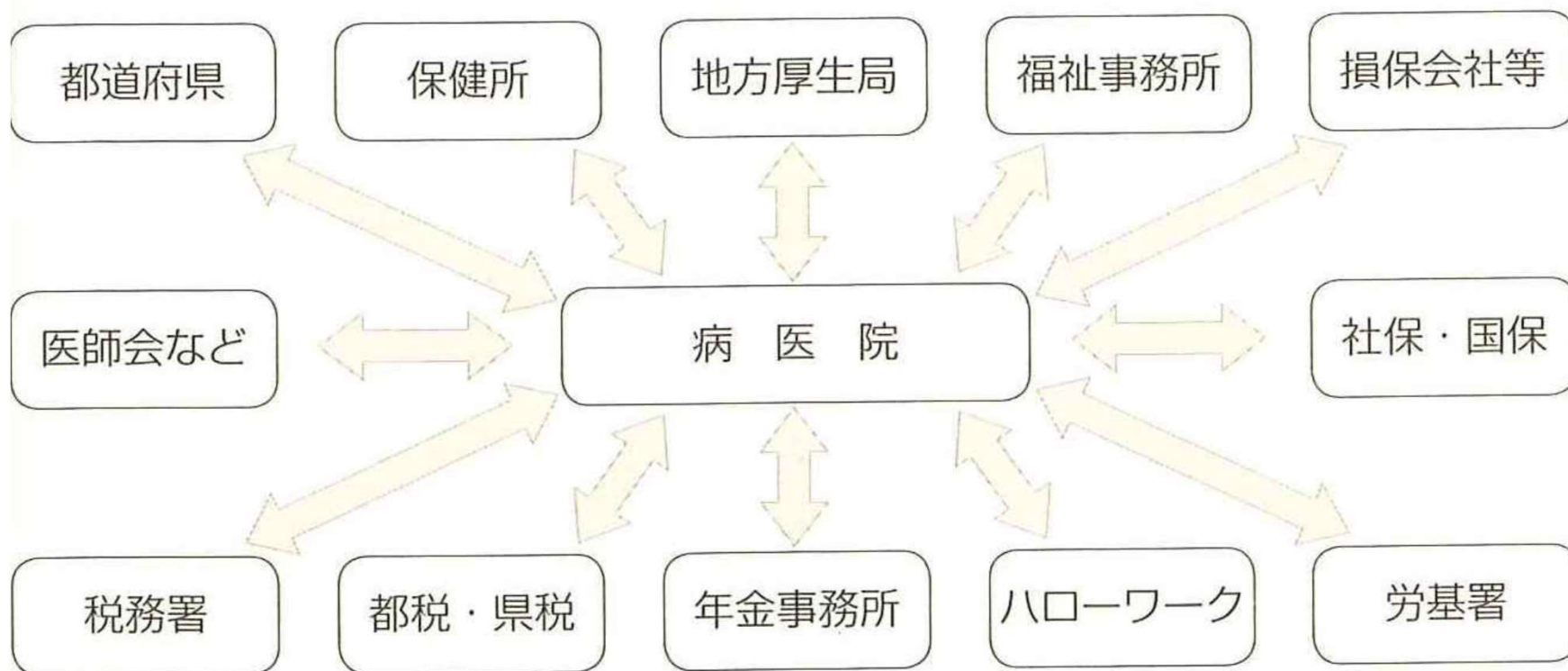
会計又は税務についてだけある程度詳しい、
もしくはある程度病医院の顧客がいるという
レベル



病医院経営者が税理士に期待していることは税務や会計だけではないので、
税理士に対して「医療に詳しく無い」と不満を持っている病医院経営者は
非常に多い

医療業界に精通することが大変な理由① 多くの機関が関わっている

【病医院が関わっている主な機関】



医療業界に精通することが大変な理由②

都市伝説的な根拠の無い話や間違った通説が多い

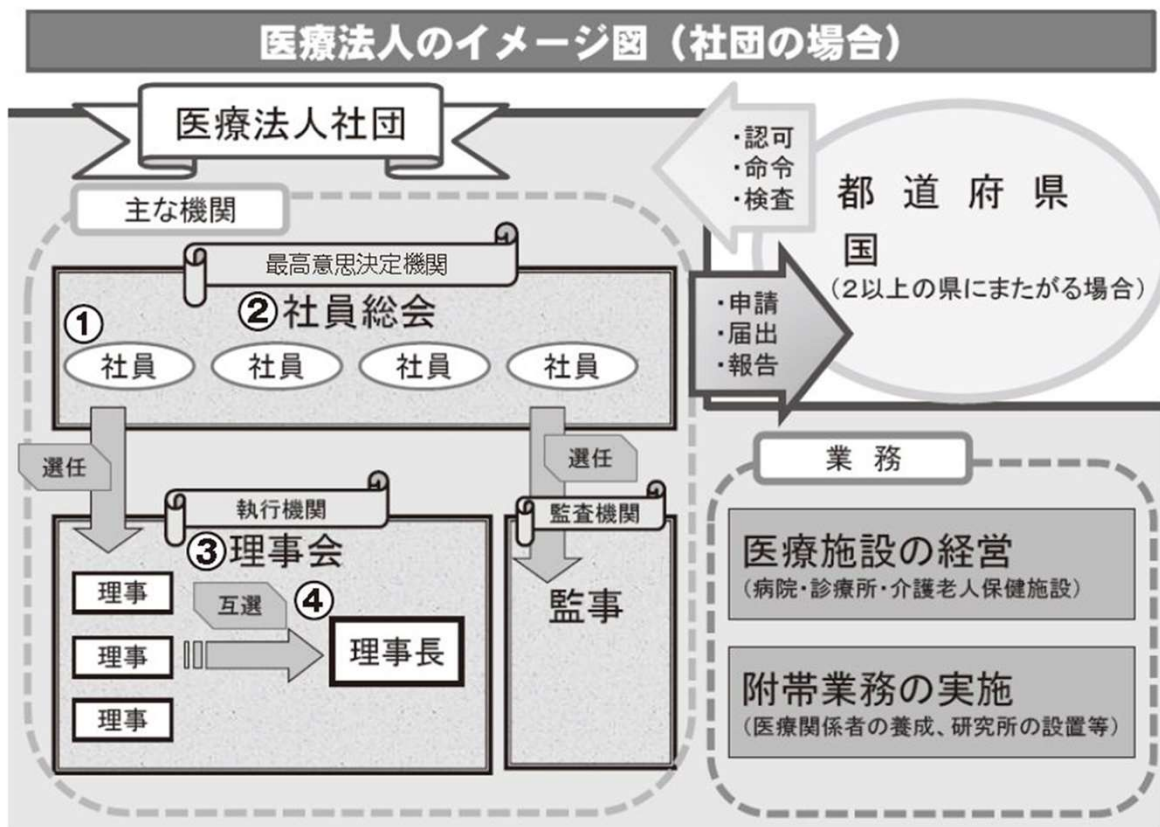
- 例 1) カルテを変えたり、日付を変えれば混合診療にならない
- 例 2) 医療は非営利だから利益を上げてはダメ
- 例 3) 医療法人は最終的には国や地方公共団体に財産を持っていられる
- 例 4) 医療法人等に関する書籍の多くは厚生労働省や都道府県の文書をそのまま使用
- 例 5) 行政のいうことは正しいと思い込んでいる

医療業界に精通することが大変な理由③

制度が複雑だったり、医療業界ならではの慣習が多い

- 例 1) 医療制度が複雑（社保、国保、後期高齢者、公費医療制度、労災、自賠責etc）
- 例 2) 個人開設と医療法人では届出・許認可が異なる
- 例 3) 税法、会社法、民法だけ知っていてもダメ
- 例 4) 都道府県・保健所などで独自のローカルルールが多い
- 例 5) 一般的な社会人とドクターは価値観や考え方が違うことがある
- 例 6) ドクターには様々な者からいろいろな情報が入る

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント
「医療法人は株式会社ではない」



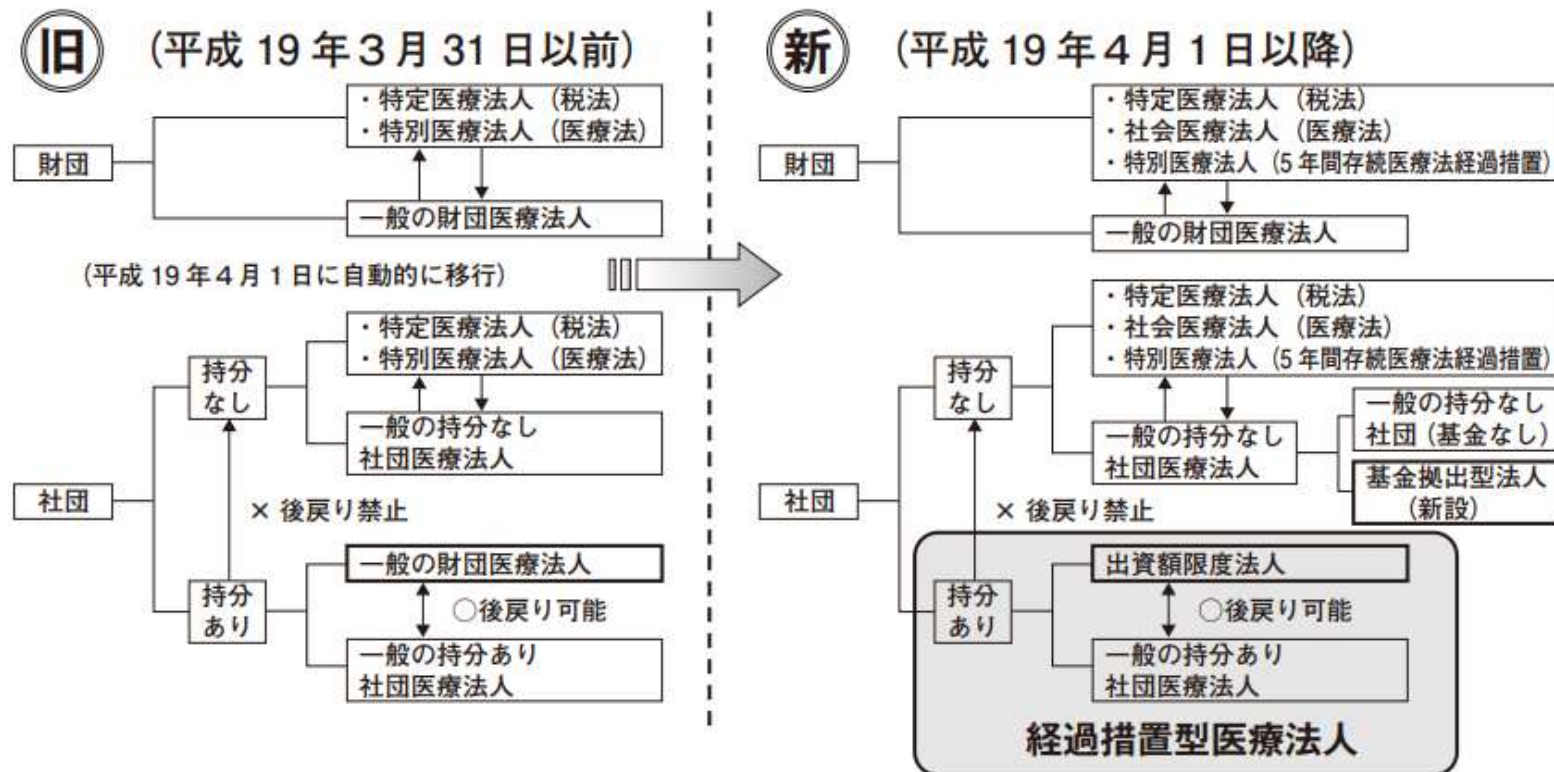
- ・別表二「同族会社の判定に関する明細書」は不要
- ・医療法人は理事長のものではない
- ・社員総会の議決権は社員1人につき1票
- ・出資持分の多寡は無関係
- ・出資持分を持っていても社員でなければ議決権はない
- ・出資持分の単位は1株ではなく1口
- ・出資持分の評価単位は原則として1口1円

※詳しいことは「医療機関の事業承継」で解説

出所：厚生労働省 社会保障審議会資料より

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント 「医療法人の類型」

改正医療法施行に伴う医療法人の類型 新旧対照



種類別医療法人数の年次推移

年 別	医 療 法 人						特定医療法人（再掲）			特別医療法人（再掲）			社会医療法人（再掲）		
	総 数	財 団	社 団			一人医師 医療法人 （再掲）	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団	総 数	財 団	社 団
			総 数	持 分 有	持 分 無										
昭 和 4 5 年	2,423	336	2,087	2,007	80		89	36	53						
5 0 年	2,729	332	2,397	2,303	94		116	41	75						
5 5 年	3,296	335	2,961	2,875	86		127	47	80						
6 0 年	3,926	349	3,577	3,456	121		159	57	102						
6 1 年	4,168	342	3,826	3,697	129	179	163	57	106						
6 2 年	4,823	356	4,467	4,335	132	723	174	58	116						
6 3 年	5,915	355	5,560	5,421	139	1,557	179	58	121						
平 成 元 年	11,244	364	10,880	10,736	144	6,620	183	60	123						
2 年	14,312	366	13,946	13,796	150	9,451	187	60	127						
3 年	16,324	366	15,958	15,800	158	11,296	189	60	129						
4 年	18,414	371	18,043	17,877	166	13,205	199	60	139						
5 年	21,078	381	20,697	20,530	167	15,665	206	60	146						
6 年	22,851	381	22,470	22,294	176	17,322	210	60	150						
7 年	24,725	386	24,339	24,170	169	19,008	213	60	153						
8 年	26,726	392	26,334	26,146	188	20,812	223	63	160						
9 年	27,302	391	26,911	26,716	195	21,324	230	64	166						
1 0 年	29,192	391	28,801	28,595	206	23,112	238	64	174						
1 1 年	30,956	398	30,558	30,334	224	24,770	248	64	184						
1 2 年	32,708	399	32,309	32,067	242	26,045	267	65	202	8	2	6			
1 3 年	34,272	401	33,871	33,593	278	27,504	299	65	234	18	3	15			
1 4 年	35,795	399	35,396	35,088	308	28,967	325	67	258	24	5	19			
1 5 年	37,306	403	36,903	36,581	322	30,331	356	71	285	29	7	22			
1 6 年	38,754	403	38,351	37,977	374	31,664	362	67	295	35	7	28			
1 7 年	40,030	392	39,638	39,257	381	33,057	374	63	311	47	8	39			
1 8 年	41,720	396	41,324	40,914	410	34,602	395	63	332	61	10	51			
1 9 年	44,027	400	43,627	43,203	424	36,973	407	64	343	79	10	69			
2 0 年	45,078	406	44,672	43,638	1,034	37,533	412	64	348	80	10	70			
2 1 年	45,396	396	45,000	43,234	1,766	37,878	402	58	344	67	6	61	36	7	29
2 2 年	45,989	393	45,596	42,902	2,694	38,231	382	51	331	54	3	51	85	13	72
2 3 年	46,946	390	46,556	42,586	3,970	39,102	383	52	331	45	2	43	120	19	101
2 4 年	47,825	391	47,434	42,245	5,189	39,947	375	49	326	9	1	8	162	28	134
2 5 年	48,820	392	48,428	41,903	6,525	40,787	375	50	325	0	0	0	191	29	162
2 6 年	49,889	391	49,498	41,476	8,022	41,659	375	46	329	0	0	0	215	34	181
2 7 年	50,866	386	50,480	41,027	9,453	42,328	376	48	328	0	0	0	239	34	205
2 8 年	51,958	381	51,577	40,601	10,976	43,237	369	49	320	0	0	0	262	34	228
2 9 年	53,000	375	52,625	40,186	12,439	44,020	362	49	313	0	0	0	279	35	244
3 0 年	53,944	369	53,575	39,716	13,859	44,847	358	47	311	0	0	0	291	34	257
3 1 年	54,790	374	54,416	39,263	15,153	45,541	359	52	307	0	0	0	301	33	268
令 和 2 年	55,674	370	55,304	38,721	16,583	46,251	343	51	292	0	0	0	317	34	283
令 和 3 年	56,303	372	55,931	38,083	17,848	46,761	337	51	286	0	0	0	325	35	290

注1：平成8年までは年末現在数、9年以降は3月31日現在数である。

注2：特別医療法人は、平成24年3月31日をもって経過措置期間が終了したため、平成24年4月1日以降の法人数は0となる。

資料：厚生労働省調べ

- ・ 1 人医師医療法人という類型は存在しないし、医師が 1 人だけいる医療法人という意味でもない

第 1 次医療法改正（1985（昭和60）年成立、1986（昭和61）年施行）の時に、それまでの医療法にあった「医師又は歯科医師が常時 3 名以上勤務する診療所～」の「常時 3 名以上」が削除されたことにより、1 名だけの診療所でも医療法人設立が可能となったことから「1 人医師医療法人」と呼ばれているだけで、医療法人としての権利や義務は医師が常時 3 名以上勤務する医療法人と何も変わらない。

（本当にあった質問例）

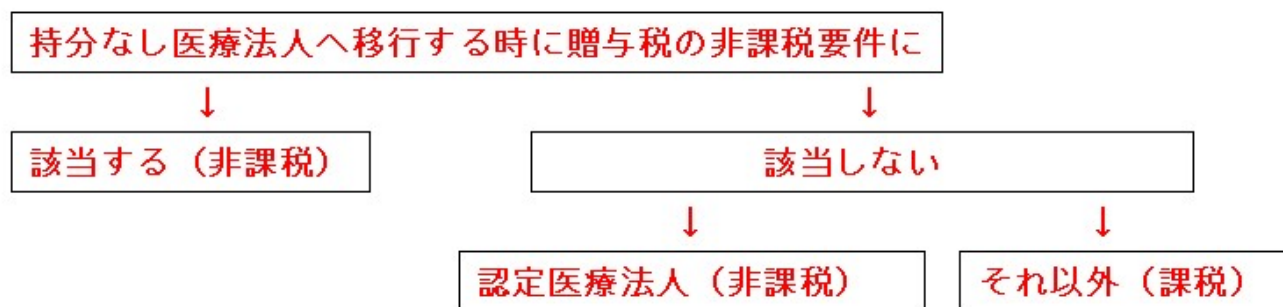
- ・ 勤務医が 3 名以上になったから 1 人医師医療法人ではなくなる。
どうしたら良いか？
- ・ 理事長（医師） 1 名の他に、常勤医 1 名、非常勤医 2 名いるが、それでも 1 人医師医療法人のままで良いか？

- ・ 認定医療法人という類型は存在しない

正しくは「持分なし医療法人への移行計画の認定を受けた医療法人」のこと

- ・ 持分なし医療法人に非課税で移行できるのは認定医療法人制度だけではない

持分なし医療法人に非課税で移行する場合のフローチャート



持分なし医療法人に非課税で移行できる方法

- ①社会医療法人
- ②特定医療法人
- ③贈与税の課税なく移行する（相続税法施行令第33条第3項の非課税要件をクリア）
- ④認定医療法人制度

※詳しいことは「医療機関の事業承継」で解説

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント 「経過措置型医療法人解散時の財産の帰属」

医療法第44条

- 1 省略
- 2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一～九 省略
 - 十 解散に関する規定
 - 十一～十二 省略
- 3～4 省略
- 5 第二項第十号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

医療法施行規則第31条の2

法第四十四条第五項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの
- 二 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント 「名義貸しによる診療所開設は違法」

所得税法第12条を根拠に実質所得者が申告すれば大丈夫と名義貸しを是認する税理士がいる

所得税法第12条（実質所得者課税の原則）

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。



しかし、名義貸しであることが発覚すると、医療法違反となるだけでなく、名義を貸した医師・名義を借りた医師ともに保険医の登録取消または医業停止となる可能性がある。

「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（厚生労働省通知・一部抜粋）

医療法第七条及び第八条の規定に基づく医療機関の開設手続きについては、特に、開設者が実質的に医療機関の運営の責任主体たり得ること及び営利を目的とするものでないことを十分確認する必要がある、これまでも昭和六二年六月二六日総第二六号指第二〇号健康政策局総務課長・指導課長連名通知(以下「昭和六二年通知」という。)により、ご配慮いただいているところであるが、今般、医療法に基づく病院の開設・経営に当たって、開設者が実質的に病院の開設・経営の責任主体でなくなっていたにもかかわらず病院の廃止届を提出せず、当該病院が開設者以外の者により開設・経営されていたという事例が明らかになった。

これは医療法の根幹に関わることであり、これらの事態は、開設許可時においても十分な審査と適切な指導を行うことにより、未然に防止できる事例も少なくないと考えられるので、今後かかることのないよう、開設許可時の審査に当たって、開設申請者が実質的に開設・経営等の責任主体たり得ないおそれがある場合及び非営利性につき疑義が生じた場合の確認事項、または、開設後に開設・経営等につき同様の疑義が生じ、特別な検査を必要とする場合の検査内容を、左記のとおり定めたので、開設許可の審査及び開設後の医療機関に対する検査にあたり十分留意の上厳正に対処されたい。

1 医療機関の開設者に関する確認事項

(6) 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。

名義貸しが医療法違反になる理由

実質的な経営者 医師 A

他で既に管理者をしているので〇〇クリニックの管理者となれないことから医師 B の名義を借りて〇〇クリニックを開設

名義を貸した医師 B

勤務実態もなく確定申告もしていないが、医師 B を開設・管理者として〇〇クリニックの開設届を提出

本来は医師 B は臨床研修等修了医師（医師法第 16 条の 6 第 1 項）なので医療法第 8 条の規定により開設届を提出すれば良い。

しかし、実質的な経営者が医師 B ではなく医師 A とみなされた場合、医師法第 16 条の 6 第 1 項の登録を受けた医師 B でない者が診療所を開設しようとするので、都道府県知事の許可が必要となり、医師 A は開設許可と取っていないので医療法違反となる。

医療法第七条（一部抜粋）

病院を開設しようとするとき、医師法第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者及び歯科医師法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

医療法第八条

臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

医療法第十二条

病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。ただし、病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させることができる。

名義貸しでよくあるトラブル

- ・クリニックを乗っ取られる。
- ・医療法人化する時に確定申告書を提出できない。
- ・開設者が変わる度に廃止届・開設届を提出するので、保健所から疑われる。
- ・名義貸しをしているドクターやそのクリニックで働いている職員から通報をネタに強請られる？

診療所開設の方法

- ・医師または歯科医師による開設
- ・医療法人による開設
- ・非営利法人（一般社団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人等）による開設

※詳しいことは「一般社団法人による医療機関の開設」で解説

- ・株式会社による開設

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント 「行政の指導が正しいとは限らない」

行政手続法（アンダーラインは演者）

（行政指導の一般原則）

第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第三十三条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第三十四条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

間違った行政指導例

- ・ 歯科クリニックに対する立入検査の時に歯磨き粉や歯ブラシの物販は営利行為なのでクリニックでは認められていないから即刻辞めるよう指導してきた
- ・ 介護老人保健施設内にある診察室は診療所に該当するので診療所開設許可申請が必要と指導してきた
- ・ 医療法人の社員が監事をしているが、監事は理事及び職員を兼ねることはできないので変更するよう指導してきた

医療法第46条の5

8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

- ・ 医療法人が理事長に対する貸付金に対して利息を徴収していたところ、医療法人が貸金業者のように利息を徴収することはできないと指導してきた

深掘り解説「医療法人に理事長貸付金があっても平気か？」

税理士の中には理事長貸付金があってもちゃんと認定利息をとっていれば問題ないと説明する者がいるらしいが．．．

No.2606 金銭を貸し付けたとき

[令和2年4月1日現在法令等]

1 役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息について

役員又は使用人に金銭を貸し付けた場合、その利息相当額は、次に掲げる利率によります。

- (1) 会社が他から借り入れて貸し付けた場合．．．．．その借入金の利率
- (2) その他の場合．．．．．貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率
 - 平成22年から25年中に貸付けを行ったもの．．．．．4.3%
 - 平成26年中に貸付けを行ったもの．．．．．1.9%
 - 平成27年から28年中に貸付けを行ったもの．．．．．1.8%
 - 平成29年中に貸付けを行ったもの．．．．．1.7%
 - 平成30年～令和2年中に貸付けを行ったもの．．．．．1.6%

役員又は使用人に無利息又は低い利息で金銭を貸し付けた場合には、次の2の場合を除き、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることになります。

しかし、都道府県は理事長貸付金は医療法第54条の剰余金配当禁止に抵触するとして是正を求めてくる。

医療法第54条

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

実際に多額の貸付金が原因で医療法人の設立認可が取り消されたケースは結構多い。

平成21年12月26日
読売新聞

医療法人、不正貸し付け

日の出千住会 都が許可取り消し

都は25日、日の出町に介護老人保健施設の建設を進めている医療法人社団「千住会」(日の出町平井)に

ついて、医療法が認めていない個人への不正な貸し付けなどがあったとして、同

会の設立許可を取り消した

と発表した。

発表によると、同会は役員が抱える1億円の負債を肩代わりするため、同会名義で企業から1億円を借り入れるなどし、2008年7月末時点で約1億4000万円の債務超過に陥っ

た。このほかにも、理事長

に対して昨年12月に貸し付けた約7000万円が未回収のままで、今夏には施設の建設工事も中止されたという。同会は07年9月に設立されたが、入所者の募集はしていなかったという。

東京都が公表した医療法人社団千住会の取消理由

（１）から（３）までの法令等違反に対して、医療法第６４条第１項に基づく措置命令を行ったが、是正措置がなされなかった。

- （１） 当該医療法人は設立後２年以上経過しているが、未だ定款に定めた事業を行っていない。また、事業開始に向けた実行性のある資金計画や具体的な運営計画も示されていない。
- （２） 法人名義の借入金を個人負債の返済に充てており、剰余金配当禁止を規定する医療法第５４条に違反している。また、その借入れを行う際に社員総会、理事会の決議を経ず、医療法人運営管理指導要綱に違反している。
- （３） 医療法人の資金を理事長へ有利子で貸付けており、医療法第４２条の医療法人の業務範囲を逸脱している上、さらに当該貸付金に関し、返済期限が経過しているにも関わらず全く回収をしておらず、剰余金配当禁止を規定する医療法第５４条に違反している。

医療法人社団千住会の取消理由に「医療法人の資金を理事長へ有利子で貸付けており、医療法第42条の医療法人の業務範囲を逸脱している」とあるが...

医療法人の附帯業務について（平成19年3月30日・医政発第0330053号）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。
この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。

【結論1】 貸付金に対する利息徴収は医療法第42条で定める附帯業務ではない。

持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について（平成29年9月29日・医政支発0929第1号）

- ロ 当該医療法人がイに掲げる者に、例えば次のいずれかの行為をすると認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与えているものと判断する。
 - (イ)当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
 - (ロ)当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
 - (ハ)当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
 - (ニ)当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
 - (ホ)これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
 - (ヘ)これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
 - (ト)これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
 - (チ)これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け(当該医療法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。)をすること。
 - (リ)契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
 - (ヌ)事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

【結論2】 貸付金に対する利息徴収は従業員に対する貸付と同程度の条件であれば特別の利益を与えておらず、医療法第54条に抵触しない。

税理士ならば絶対に間違えないで欲しいポイント 「MS法人の活用は節税にならない」

MS法人とはメディカルサービス法人の略称

一般的には病医院と同族の経営者が所有している会社のことを指す。

ちなみ株式会社とは限らない（合同会社や一般社団法人などの場合もある）

MS法人をつくる主な目的

1. 節税
2. フィットネスクラブ、介護サービス事業を行う
3. コンタクトレンズ、サプリメント、化粧品等の販売を行う
4. 不動産管理会社として設立する
5. クリニックの多施設（フランチャイズ）展開に使う
6. 理事長個人の資産管理会社として使う
7. 親族に対する給料を支払いやすくする

MS 法人で本当に節税できるのか？

①個人立病医院がMS 法人を作る場合

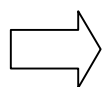
1. 所得税と法人税では最高税率に差がある。
 - ・ 個人開業医の最高実効税率 49%位
 - ・ 医療法人の最高実効税率 30%位
2. 法人だと経営者に対して役員報酬を支払える。
3. 個人では親族に報酬を支払いつらいが法人にすると比較的容易に支払える。
4. 個人では経費にならないが法人では経費になるものが結構ある。

『参考』 個人開業していたH歯科クリニックでMS法人を活用したケース

単独で個人開業していた時

単位:千円

収 入	収入	97,500
	雑収入	758
	合 計	98,258
費 用	医薬品仕入等	5,593
	人件費(青色専従者除く)	31,138
	青色専従者給与	13,950
	技工料	8,324
	法定福利費・福利厚生費	1,462
	消耗品費	3,311
	地代家賃	1,560
	減価償却費	4,104
	通信・交通費	4,514
	広告宣伝費	1,662
	接待交際費	2,779
	租税公課	716
	委託費	0
	その他の経費	6,880
	費 用 合 計	85,993
	事 業 所 得 (利 益)	12,265
	給 与 所 得	0
	所 得 合 計	12,265
	国 税 (所 得 税)	1,406
	地 方 税 (概 算 額)	938
	納 税 額 合 計	2,344



MS法人を活用した後

単位:千円

収 入	収入	97,500
	雑収入	758
	合 計	98,258
費 用	医薬品仕入	5,593
	人件費(青色専従者除く)	31,138
	青色専従者給与	0
	技工料	8,324
	法定福利費・福利厚生費	1,462
	消耗品費	3,311
	地代家賃	4,800
	減価償却費	4,104
	通信・交通費	4,514
	広告宣伝費	1,662
	接待交際費	2,779
	租税公課	716
	委託費	18,900
	その他の経費	6,880
	費 用 合 計	94,183
	事 業 所 得 (利 益)	4,075
	給 与 所 得	4,340
	所 得 合 計	8,415
	国 税 (所 得 税)	767
	地 方 税 (概 算 額)	648
	納 税 額 合 計	1,415

※補足

個人開業の時からMS法人はあったが、ほとんど活用されていなかった。

個人開業時の家賃12万円は前任税理士が決定したらしいが、近隣相場と比較しても月額40万円が妥当。

MS法人は多額の繰越欠損金があったので法人税は当分かからない。

しかし、1年後から消費税課税事業者になる。簡易課税を適用しても年間約112万円

変更事項

1. 現状の月額12万円の家賃から月額40万円の家賃に変更。
2. 青色専従者給与を辞めて、経営コンサルタント、経理事務等として月額1,575,000円をMS法人に支払う。
3. 経営コンサルタントと経理事務をMS法人に委託するので、税理士報酬(月額78,750円)はMS法人が支払う。
4. 先生はMS法人から年600万円の給料をもらう。
5. 先生個人で支払っていた生命保険の一つをMS法人名義に変更する。

②医療法人がMS法人を作る場合

1. 法人税率は所得金額が年800万円以下は15%で、800万円超は23.2%。
2. 医療法人の平理事に対する報酬より、MS法人の代表取締役として支払う報酬の方が多額の報酬を支払える。
3. 退職金を重複して利用できる。

『参考』医療法人Y内科クリニックのケース

■実際の医療法人の納税額

年収	262,000	
所得金額	26,198	
法人税	7,219	
事業税	106	(社会保険割合 90%)
法人地方税	1,318	
法人税等合計	8,643	実効税率 32.99%
消費税	0	
納税額合計	8,643	

■合算した場合の納税額

年収	262,000	
所得金額	27,506	
法人税	7,611	
事業税	137	(社会保険割合 90%)
法人地方税	1,386	
法人税等合計	9,134	実効税率 33.21%
消費税	0	
納税額合計	9,134	

■実際のMS法人の納税額

年収	29,000	
所得金額	1,308	
法人税	287	
法人地方税(事業税込)	185	
納税額合計	472	実効税率 36.09%
消費税	343	
納税額合計	815	

MS法人による節税額

△324

■グループ全体納税額

9,458

『参考』医療法人H病院のケース

■実際の医療法人の納税額

年収	2,500,000
所得金額	184,000
法人税	54,672
事業税	1,603
法人地方税	10,095
法人税等合計	66,370
消費税	761
納税額合計	67,131

(社会保険割合 86%)
実効税率 36.07%

■合算した場合の納税額

年収	2,500,000
所得金額	515,701
法人税	154,070
事業税	6,655
法人地方税	26,834
法人税等合計	187,559
消費税	761
納税額合計	188,320

(社会保険割合 86%)
実効税率 36.37%

■実際のMS法人の納税額

年収	753,000
所得金額	331,701
法人税	98,870
法人地方税(事業税込)	49,602
納税額合計	148,472
消費税	33,796
納税額合計	182,268

実効税率 44.76%

■MS法人による節税額 △61,079

■グループ全体納税額 249,399

『参考』医療法人S病院のケース

■実際の医療法人の納税額

年収	500,000
所得金額	-7,678
法人税	0
事業税	0
法人地方税	202
法人税等合計	202
消費税	460
納税額合計	662

(社会保険割合 89%)
実効税率

■合算した場合の納税額

年収	500,000
所得金額	450
法人税	99
事業税	2
法人地方税	238
法人税等合計	339
消費税	460
納税額合計	799

(社会保険割合 89%)
実効税率 75.33%

■実際のMS法人の納税額

年収	79,400
所得金額	8,129
法人税	1,479
法人地方税(事業税込)	942
納税額合計	2,421
消費税	3,229
納税額合計	5,650

実効税率 29.78%

■MS法人による節税額 △5,513

■グループ全体納税額 6,312

※補足

いずれもケースもデータは平成24～25年のもの

消費税もすべて8%で計算している

③MS法人を活用すると増税になる理由

1. 本来納税する必要のない消費税を納税しなければならない

MS法人との取引は医療機関の消費税損税を増やしている！

売上（保険診療）	5,000万円
売上に対して受け取った消費税	なし
収入合計	5,000万円 D

仕入	3,000万円
仕入に対して支払った消費税	300万円
支出合計	3,300万円 E

税務署に納付する消費税	なし	消費税の納税義務無し
-------------	----	------------

病院の収支 $D - E = 1,700$ 万円

※消費税を支払わない場合の病院の収支
 $5,000$ 万円 $- 3,000$ 万円 $= 2,000$ 万円

仕入に対する消費税を支払い損
している

控除対象外消費税等の金額
（※消費税8%時）

- ・ 医業収入約2億6千万円
（課税売上割合7.7%）の医療法人
約1,073万円
- ・ 医業収入約17億4千万円
（課税売上割合7.3%）の医療法人
約3,850万円
- ・ 医業収入約27億
（課税売上割合2.9%）の医療法人
約6,890万円

2. 医療機関は社会保険診療に係る所得に対する法人事業税が非課税

※MS法人との取引に関する注意事項などは「歯科医院に対するコンサルティング」で詳しく解説